

新型コロナウイルス感染症関連情報



日の出町の公共施設等のご利用について

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、公共施設の利用を一時休止していましたが、東京都への緊急事態宣言が解除されたことに伴い東京都の「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」を踏まえ、感染拡大防止のための衛生管理を徹底したうえで、6月1日から段階的に利用を再開しています。

再開に当たっては、施設の特性などを勘案し、再開しています。利用時間や条件などが変更になっている場合がありますので、事前に町ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

6月24日現在利用を再開していない施設は以下の表のとおりです。

施設名	再開日程	問い合わせ
図書館（大久野分室のみ）	大久野分室の再開時期は未定ですが、本館は再開しています。	図書館係 ☎ 042(597)3496
学校施設（体育館・校庭を含むすべて）の貸出	学校の再休業を避けるため、当面の間、貸出不可	スポーツ振興係 ☎ 544

特別定額給付金の振込状況

1人あたり10万円を給付する特別定額給付金は、スムーズな申請にご協力いただき、6月中に約9割の方への振込が完了しています。10万円の受け取りには申請が必要ですので、給付をご希望の方は8月18日（火）までに忘れずに申請してください。

問 産業観光課 商工観光係 ☎ 241

各種支援情報

小規模企業者特別支援金支給事業

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け売上が一定以上減少した町内の小規模企業者に対し、事業の継続を支援するため特別支援金を支給する制度を創設しました。

支給対象者 以下のすべてに該当する事業者が対象となります。

- 令和2年4月27日時点で町内に事業所を1か所以上有する小規模企業者
- 令和2年3月～5月までの間で、いずれかの1か月の売上が前年同月の売上高と比較して20%以上減少した者（創業後1年未満の場合は、令和2年3月から5月までの間のいずれかの1か月の売上が創業した月から令和2年2月期までのいずれかの1か月の売上高と比較して20%以上減少した者）
- 申請日において町税及び国民健康保険税を滞納していない者
- 日の出町暴力団排除条例に掲げる暴力団員等でない者
- 破産法に基づく破産手続きの申立をしていない者
- 今後も事業を継続する意思のある者
- 大企業が資本の2分の1以上を所有していない。又は役員のうち2分の1以上を占めていない者（みなし大企業でない者）

支援金額 1事業者10万円

申請期間 8月31日（月）まで

申請方法 申請書、誓約書に必要事項を記入のうえ、その他確認書類を添えて、原則、郵送により提出してください。

※申請書等は町ホームページからダウンロードできます。

その他 この支援金は課税の対象になります。

申請書類提出先 日の出町商工会

問 申請について 日の出町商工会 ☎ 042(597)0270
制度全般について 産業観光課 商工観光係 ☎ 242

新型コロナウイルス感染症による
国民健康保険被保険者への
傷病手当金

国民健康保険加入者で給与などの支払いを受けている被用者の方が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合や、発熱などの症状があり感染が疑われる場合に、労務に服することができなかつた期間について傷病手当金を支給します。該当すると思われる場合は、まずはお電話でお問い合わせください。

問 町民課 保険年金係 ☎ 285